

居宅介護支援利用料

利用料金は、法定代理受領により介護保険制度から全額給付されるため、自己負担はありません。
 但し、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより法定代理受領ができなくなる場合があります。
 その場合は、利用料金全額（10割）を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

*居宅介護支援費（I）

		単位数	費用額（10割）
要介護1	1ヶ月につき	1,042	11,878円
要介護2			
要介護3	1ヶ月につき	1,353	15,424円
要介護4			
要介護5			

必要に応じて加算料金がかかります。

		単位数	費用額（10割）
初回加算	・新規に居宅サービス計画を作成した場合 ・2段階以上の介護区分が変更となった場合	300	3,420円
退院退所加算	病院、診療所に入院又は施設に入所していた者が退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合	300	3,420円